

# 中央区安全で安心なまちづくりを推進する条例

(平成16年10月15日条例第24号)

## (目的)

第1条 この条例は、区民等及び事業者の生活安全に関する意識の向上を図るとともに、地域における犯罪を防止するための自主的な活動を支援し、もって安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 生活安全 犯罪を防止することにより、区民等及び事業者の生命、身体及び財産を守り、区民等及び事業者が安心して生活し、又は活動することができることをいう。

二 区民等 中央区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。)に居住する者、区内に存する事務所若しくは事業所又は学校に勤務し、又は通学する者、区内に存する土地、建築物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者、区内に滞在する者及び区内を通過する者をいう。

三 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

四 地域団体 区内において生活安全に関する活動を行う団体をいう。

五 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署その他の生活安全を確保するための施策を実施する行政機関をいう。

## (区の責務)

第3条 区は、安全で安心なまちづくりを推進するため、次に掲げる施策を実施しなければならない。

一 生活安全のための広報及び啓発活動

二 生活安全を確保するための自主的な活動(以下「生活安全活動」という。)に対する支援

三 安全な地域社会を維持し、及び形成するための環境の整備

四 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

2 区は、前項の施策(以下「区の施策」という。)を実施するに当たっては、区民等、事業者、地域団体及び関係行政機関と緊密な連携を図るものとする。

## (区民等の責務)

第4条 区民等は、自らの安全を確保するために必要な措置を講ずるとともに、互いに協力して生活安全活動の推進に努めるものとする。

2 区民等は、安全で安心なまちづくりを推進するため、区の施策及び関係行政機関が実施する施策（以下「関係行政機関の施策」という。）に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らの事業活動が安全に行える環境の確保に努めるとともに、区民等と協力して生活安全活動の推進に努めるものとする。

2 事業者は、安全で安心なまちづくりを推進するため、区の施策及び関係行政機関の施策並びに地域団体が行う生活安全活動に協力しなければならない。

3 事業者は、区民等の生活安全を阻害するおそれのある客引きその他の勧誘、宣伝行為等を行ってはならない。

（地域団体の責務）

第6条 地域団体は、その構成員に対して安全で安心なまちづくりを推進するための意識啓発を行い、区民等及び事業者と協力して生活安全活動の推進に努めるものとする。

2 地域団体は、安全で安心なまちづくりを推進するため、区の施策及び関係行政機関の施策に協力しなければならない。

（関係行政機関の責務）

第7条 関係行政機関は、区民等及び事業者の生活安全を確保するために必要な施策を実施するよう努めるとともに、区の施策に積極的に協力しなければならない。

（建築確認申請時における助言）

第8条 区は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）

第2条第2号の特殊建築物について法第6条第1項及び法第6条の2第1項の規定により確認を受けようとする建築主に対して、当該建築物への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して、その所在地を管轄する警察署長に意見を求めるよう助言するものとする。

（個人に関する情報の取扱い）

第9条 安全で安心なまちづくりを推進することにより知り得た個人に関する情報は、適正な取扱いが図られなければならない。

（協議会の設置）

第10条 区は、安全で安心なまちづくりを推進するため、協議会を設置するものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 13 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。